

夏季の熱中症対策について

従業員の安全と健康を守るため、職場での予防と緊急時対応を徹底します。

当社では、夏季の気温上昇に伴う熱中症を予防し、従業員の安全と健康を守るため、職場における熱中症対策を実施しています。

1 当社の主な取り組み

水・塩タブレット等の支給 会社から水や塩タブレットなどを支給し、補給しやすい環境を整えます。	こまめな休憩の取得 作業環境や体調に応じ、通常よりもこまめに休憩を取得します。
水分・塩分補給の呼びかけ 作業前および作業中の定期的な補給を周知・徹底します。	体調確認と声かけ 従業員同士で普段と異なる様子がないか確認します。
体調不良時の報告体制 無理をせず、速やかに責任者へ申し出られる体制を整備します。	熱中症対策用品の使用 安全基準の範囲内で、帽子やアームカバー等の使用を認めます。

2 熱中症対策用品の取り扱い

着用・使用可能	安全上の禁止事項
● 帽子 黒無地・前つばのみ（バケットハット不可） ● タオル・ハンカチ 首掛けは不可 ● 水・お茶などの飲料 勤務中の飲用可 ● アームカバー 黒無地のみ ● ネックリング 白色または淡色のみ	● 小型・携帯扇風機 ● 機械式ネッククーラー ● 首にタオルを掛けた状態での作業 ● 飲料をポケットに入れて持ち歩く行為

※ 上記は一例です。各職場のルールおよび安全上の指示に従って使用してください。

次のような「普段と違う様子」があれば、熱中症を疑います。

めまい・立ちくらみ・吐き気・大量の発汗・手足のしびれ・頭痛・倦怠感・返事がおかしい・ぼんやりしている・呼びかけに反応しないなど

1

作業を中止し、責任者へ報告

本人または周囲の従業員が、直ちに作業を中止し、現場責任者へ報告します。

2

涼しい場所へ移動し、身体を冷却

冷房の効いた場所や日陰へ移動し、衣服を緩めます。首・脇の下・足の付け根などを冷やします。

3

意識・受け答え・水分摂取の状態を確認

意識の有無だけで判断せず、「返事がおかしい」「ぼーっとしている」など普段との違いも確認します。

4

状態に応じて救急要請または経過観察

呼びかけへの反応がおかしい、自力で水分を摂取できない、症状が改善しない・悪化した場合は、119番通報または医療機関への搬送を行います。意識がはっきりし自力で飲める場合は、水分・塩分を補給して経過を観察します。

5

一人にせず、継続して状態を確認

救急車の到着まで、搬送中、経過観察中は一人にしません。一度回復しても症状が再び悪化する場合があるため、継続して確認します。

緊急時は119番へ

意識がない、呼びかけへの反応がおかしい、自力で水分を摂取できない、けいれんがある、症状が改善しない場合は、ためらわず救急車を要請します。

お客様・関係者の皆様へ

熱中症予防のため、当社従業員が対策用品を着用した状態で業務を行う場合や、通常よりもこまめに休憩を取得する場合があります。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

株式会社 TKMcircle 管理本部

03-6903-1683

参考：厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」